

## 安全管理審査

登録安全管理審査機関として審査を実施（電気事業法）

### ビジネスチャレンジ

電気事業法で定められた電気工作物について、設置者は使用前自主検査、定期事業者検査を実施し、登録安全管理審査機関の審査を受けることが義務付けられています。

### ソリューション

ビューローベリタスジャパン株式会社は、平成20年10月1日から安全管理審査機関としての業務を開始し、公平・公正な安全管理審査を行っています。



### 安全管理審査の仕組み



## 業務内容及び範囲

### 1. 使用前安全管理審査（火力発電設備、風力発電設備）/電気事業法 第51条第3項）

#### (1) 業務概要

電気工作物を設置（変更工事を含む）した場合、工事計画及び技術基準に適合していることの確認を行う検査（使用前自主検査）の実施が義務付けられています。

#### (2) 審査対象範囲

使用前自主検査の実施に係わる体制について、安全管理審査機関による審査を受ける必要があります。

#### 【設備】

- ① 蒸気タービン（出力 1,000kW以上）
- ② ガスタービン（出力 1,000kW以上）
- ③ 燃料設備（出力 1,000kW以上）
- ④ ボイラー（出力 20kW以上）
- ⑤ 風力発電（出力 500kW以上）

#### 【審査項目】

- ① 組織
- ② 検査方法
- ③ 工程管理
- ④ 検査記録
- ⑤ 協力事業者
- ⑥ 教育訓練

### 2. 定期安全管理審査（火力発電設備、風力発電設備）/電気事業法 第55条第4項）

#### (1) 業務概要

電気工作物で経済産業省が定めるものにあつては、省令で定める時期ごとに電気工作物の安全の確認を行う検査（定期事業者検査）の実施に係る体制について、下記の審査対象範囲において審査が行われます。

#### 【設備】

- ① 蒸気タービン本体及びその付帯設備（出力 1,000kW以上）
- ② ガスタービン（出力 1,000kW以上）
- ③ ボイラー及びその付帯設備
- ④ 独立過熱器及びその付帯設備
- ⑤ 液化ガス設備
- ⑥ 風力発電（出力 500kW以上）

#### 【審査項目】

- ① 組織
- ② 検査方法
- ③ 工程管理
- ④ 検査記録
- ⑤ 協力事業者
- ⑥ 教育訓練